

# 投資信託受益権振替決済口座管理規定 新旧対比表

2025年6月1日作成

(変更・追加部分 赤下線部表示)

現行規定	改訂後規定
<p>第3条 (振替決済口座の開設)</p> <p>1 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、申込者から当社所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当社は、申込者から申込書による振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、申込者にその旨を連絡いたします。</p> <p>3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。申込者には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p> <p>&lt;追加&gt;</p>	<p>第3条 (振替決済口座の開設)</p> <p>1 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、申込者から当社所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>2 当社は、申込者から申込書による振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、申込者にその旨を連絡いたします。</p> <p>3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。申込者には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。</p> <p><u>第3条の2 (個人番号又は法人番号の届出)</u> お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」といいます。) その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの個人番号又は法人番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令等の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>
<p>第5条 (当社への届出事項)</p> <p>申込書に押なつされた印影及び記載された住所・氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名&lt;追加&gt;等をもって、お届出の氏名又は名称、生年月日、印鑑&lt;追加&gt;等とします。</p>	<p>第5条 (当社への届出事項)</p> <p>申込書に押なつされた印影及び記載された住所・氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>個人番号又は法人番号等</u>をもって、お届出の氏名又は名称、生年月日、印鑑、<u>個人番号又は法人番号</u>等とします。</p>
<p>第12条 (届出事項の変更手続き)</p> <p>1 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所&lt;追加&gt;その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。</p> <p>&lt;追加&gt;</p> <p>2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所&lt;追加&gt;等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所&lt;追加&gt;等とします。</p>	<p>第12条 (届出事項の変更手続き)</p> <p>1 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>個人番号又は法人番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「住民票の写し」「印鑑証明書」等の書類をご提出又は「運転免許証」「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>個人番号又は法人番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>個人番号又は法人番号</u>等とします。</p>
<p>第18条 (解約時の取扱い)</p> <p>前条に基づく解約に際しては、申込者の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、原則として申込者のご指示により、<u>やむを得ない事情のあるときは当社の判断により、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。</u></p>	<p>第18条 (解約時の取扱い)</p> <p>前条に基づく解約に際しては、申込者の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、原則として申込者のご指示により、<u>また、前条1項または2項に該当する場合、あるいは、やむを得ない事情のあるときは当社の判断により、換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。当社の判断により換金、反対売買等を行った場合に生じた損害について、当社は責任を負いません。</u></p>

<p>第20条（免責事項）          当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>(1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>(5) 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p><u>(6) 第17条の事由により、当社が解約の処置をした場合に生じた損害</u></p> <p><u>(7) 第19条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</u></p>	<p>第20条（免責事項）          当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。</p> <p>(1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害</p> <p>(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</p> <p>(3) 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害</p> <p>(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害</p> <p>(5) 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>(6) 第19条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害</u></p>
<p>-以下省略-</p> <p style="text-align: right;"><u>2022年8月1日現在</u> 以上</p>	<p>-以下省略-</p> <p style="text-align: right;"><u>2025年7月1日現在</u> 以上</p>